

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

北谷町長 渡久地政志 殿

事業体名	北谷町
水質区分	上水道(浄水)
採取地点	北谷浄水場 系統
	受水点
採取箇所	桃原配水池 系
	北谷町字吉原130

国土交通大臣及び環境大臣 登録水質検査機関第90号
沖縄県南保4水第1号
株式会社 南西環境研究所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字吉原4-4
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412

受付日	2025年7月8日	検査期日	2025年7月8日 ~ 2025年7月18日
採取日	2025年7月8日	気温	26.8℃
		水温	29.6℃
		天候	曇り
採取方法	上水試験方法 2020年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取		
採水者	株式会社南西環境研究所		

上記の受付日の試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	-	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	-	検出されないこと	トリクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン*	-	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	-	mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム*	-	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	-	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	-	mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	-	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	-	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	-	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	-	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	22	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	50	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	-	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	-	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	-	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	-	mg/L	0.0001mg/L以下
ジクロロメタン	-	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	-	mg/L	0.0001mg/L以下
テトラクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	-	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	-	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	-	mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	-	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.2	-	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	-	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	-	異常でないこと
クロロホルム*	-	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	-	異常でないこと
ジクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブロモクロロメタン*	-	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	-	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.6	mg/L	-
	-	mg/L	0.01mg/L以下		-	-	-

総トリハロメタンは、*4項目の和である。

*1 水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 令和6年3月29日厚生労働省令第65号)

検査の方法：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 令和7年3月26日環境省告示第25号)

判定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者
----	----------------------------	-----------

*本証明書の一部のみを複製して使用することはご遠慮ください。

*弊社採取以外の試料では、提供された採取における現地測定データ(残留塩素等)および情報については、弊社は責任を負いません。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

北谷町長 渡久地政志 殿

事業体名	北谷町		
水質区分	上水道(浄水)		
採取地点	北谷浄水場	系統	
		受水点	
	上勢頭配水池	系	
採取箇所	北谷町字砂辺469		

国土交通大臣及び環境大臣 登録水質検査機関第90号
沖縄県南保4水第1号
株式会社 南西環境研究所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字 東原4-4-3
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412

受付日	2025年7月8日		検査期日	2025年7月8日 ~ 2025年7月18日	
採取日	2025年7月8日	気温	25.5℃	水温	30.5℃
採取方法	上水試験方法 2020年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取				
採水者	株式会社南西環境研究所				

上記の受付日の試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{※1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{※1}
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	-	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	-	検出されないこと	トリクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン*	-	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	-	mg/L	0.0005mg/L以下	プロモホルム*	-	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	-	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	-	mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	-	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	-	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び 塩化シアン	-	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	-	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	23	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、 マグネシウム等(硬度)	46	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	-	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	-	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	-	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	-	mg/L	0.00001mg/L以下
ジクロロメタン	-	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	-	mg/L	0.00001mg/L以下
テトラクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	-	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	-	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	-	mg/L	0.01mg/L以下	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	0.7	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	-	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.2	-	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	-	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	-	異常でないこと
クロロホルム*	-	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	-	異常でないこと
ジクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジプロモクロロメタン*	-	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	-	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.5	mg/L	-
	-	mg/L	0.01mg/L以下	-	-	-	-

総トリハロメタンは、*4項目の和である。
*1 水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 令和6年3月29日厚生労働省令第65号)
検査の方法：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 令和7年3月26日環境省告示第25号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者	
-----	----------------------------	-----------	--

*本証明書の一部のみを複製して使用することをご遠慮ください。
*弊社採取以外の試料では、提供された採取における現地測定データ(残留塩素等)および情報については、弊社は責任を負いません。

(浄水) 水質試験検査結果証明書
(基準項目)

北谷町長 渡久地政志 殿

事業体名	北谷町		
水質区分	上水道(浄水)		
採取地点	北谷浄水場	系統	
		受水点	
	謝莉配水池	系	
採取箇所	北谷町字北前276(北前公民館)		

国土交通大臣及び環境大臣 登録水質検査機関第90号
沖縄県南保4水第1号
株式会社 南西環境研究所
〒903-0105 沖縄県中頭郡西原町字東原4-4
TEL 098-835-8411(代) FAX 098-835-8412

受付日	2025年7月8日		検査期日	2025年7月8日 ~ 2025年7月18日	
採取日	2025年7月8日	気温	26.8℃	水温	27.5℃
採取方法	上水試験方法 2020年度版 日本水道協会 採取容器に直接採取				
採取者	株式会社南西環境研究所				

上記の受付日の試料について、水質検査の結果を次のとおり証明致します。
なお、検査結果は受領した試料に対するものです。

検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}	検査項目	検査結果	単位	水質基準 ^{*1}
一般細菌	0	CFU/mL	100以下	総トリハロメタン	-	mg/L	0.1mg/L以下
大腸菌	陰性	-	検出されないこと	トリクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	-	mg/L	0.003mg/L以下	ブロモジクロロメタン*	-	mg/L	0.03mg/L以下
水銀及びその化合物	-	mg/L	0.0005mg/L以下	ブロモホルム*	-	mg/L	0.09mg/L以下
セレン及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	ホルムアルデヒド	-	mg/L	0.08mg/L以下
鉛及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	亜鉛及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
ヒ素及びその化合物	-	mg/L	0.01mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	-	mg/L	0.2mg/L以下
六価クロム化合物	-	mg/L	0.02mg/L以下	鉄及びその化合物	-	mg/L	0.3mg/L以下
亜硝酸態窒素	-	mg/L	0.04mg/L以下	銅及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	-	mg/L	0.01mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	-	mg/L	200mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	mg/L	10mg/L以下	マンガン及びその化合物	-	mg/L	0.05mg/L以下
フッ素及びその化合物	-	mg/L	0.8mg/L以下	塩化物イオン	23	mg/L	200mg/L以下
ホウ素及びその化合物	-	mg/L	1mg/L以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	49	mg/L	300mg/L以下
四塩化炭素	-	mg/L	0.002mg/L以下	蒸発残留物	-	mg/L	500mg/L以下
1,4-ジオキサン	-	mg/L	0.05mg/L以下	陰イオン界面活性剤	-	mg/L	0.2mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	-	mg/L	0.04mg/L以下	ジェオスミン	-	mg/L	0.0001mg/L以下
ジクロロメタン	-	mg/L	0.02mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	-	mg/L	0.0001mg/L以下
テトラクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	非イオン界面活性剤	-	mg/L	0.02mg/L以下
トリクロロエチレン	-	mg/L	0.01mg/L以下	フェノール類	-	mg/L	0.005mg/L以下
ベンゼン	-	mg/L	0.01mg/L以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.8	mg/L	3mg/L以下
塩素酸	-	mg/L	0.6mg/L以下	pH値	7.3	-	5.8以上8.6以下
クロロ酢酸	-	mg/L	0.02mg/L以下	味	異常なし	-	異常でないこと
クロロホルム*	-	mg/L	0.06mg/L以下	臭気	異常なし	-	異常でないこと
ジクロロ酢酸	-	mg/L	0.03mg/L以下	色度	<0.5	度	5度以下
ジブロモクロロメタン*	-	mg/L	0.1mg/L以下	濁度	<0.1	度	2度以下
臭素酸	-	mg/L	0.01mg/L以下	残留塩素	0.6	mg/L	-

総トリハロメタンは、*4項目の和である。
*1 水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号 最終改正 令和6年3月29日厚生労働省令第65号)
検査の方法：水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号 令和7年3月26日環境省告示第25号)

判 定	上記の項目について検査した結果、飲料水に適合である。	水質検査部門管理者
-----	----------------------------	-----------

*本証明書の一部のみを複製して使用することをご遠慮ください。
*弊社採取以外の試料では、提供された採取における現地測定データ(残留塩素等)および情報については、弊社は責任を負いません。